

# あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
発行所 秋 田 市 役 所  
編集兼 中 島 修  
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦  
秋田市旭北錦町3番50号  
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

規 則

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（第60号）…………… 2
- 秋田市上下水道事業管理者に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則（第61号）…………… 2

告 示

- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について（第265号）…………… 2
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について（第266号）…………… 2
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について（第267号）…………… 2
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について（第268号）…………… 3
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第269号）… 3
- 結核予防法による医療機関の指定について（第270号）… 3
- 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退について（第271号）…………… 3
- 結核予防法による医療機関の指定について（第272号）… 3
- 平成18年度秋田市文化章受章者の氏名および事績について（第273号）…………… 3
- 納税通知書の公示送達について（第274号）…………… 3
- 放置自転車等の撤去および保管について（第275号）………… 4
- 市税督促状の公示送達について（第276号）…………… 4
- 住民票の職権消除について（第277号）…………… 4
- 都市計画の変更について（第278号）…………… 4
- 放置自転車等の撤去および保管について（第279号）………… 5
- 介護保険料納入通知書および介護保険料督促状の公示送達について（第280号）…………… 5
- 住民票の職権消除について（第281号）…………… 5
- 秋田市議会定例会の招集について（第282号）…………… 5
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の取消について（第283号）…………… 5
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定について（第284号）…………… 6
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第285号）… 6
- 生活保護法による介護機関の指定等について（第286号）… 6
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第287号）…………… 7

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第16号）…………… 7

選 管 告 示

- 平成18年12月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面の縦覧について（第24号）…………… 7
- 検察審査員候補者の予定者の選考を行う場所および日時について（第25号）…………… 7

農 委 告 示

- 農業委員会の招集について（第13号）…………… 7

上 下 水 道 局 告 示

- 指定給水装置工事事業者の指定について（第84号）…………… 8
- 指定給水装置工事事業者の指定について（第85号）…………… 8

公 告

- 三種混合、麻しん風しんおよび日本脳炎の予防接種の実施について…………… 8
- 土地区画整理事業の施行の認可について…………… 8
- 市有地の公売の一般競争入札について…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了について…………… 9
- 開発行為に関する工事の完了について…………… 9
- 開発行為に関する工事の完了について…………… 9
- 開発行為に関する工事の完了について…………… 9
- 建築基準法による総合的設計による一団地の建築物の認定について…………… 9
- 入札参加希望者の公募について……………10
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の店舗面積の変更について……………10
- 農用地利用集積計画の策定について……………11
- インフルエンザ予防接種の実施について……………11
- 秋田県収用委員会から裁決申請書、法第47条の3第1項に規定する書類およびそれらの添付書類の写しの縦覧について…………11
- 平成17年度に地籍調査を行った地域の土地の地図および簿冊の閲覧について……………11
- 入札参加希望者の公募について……………11

上 下 水 道 局 公 告

- 入札参加希望者の公募について……………12

## 規 則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年11月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

### 秋田市規則第60号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年秋田市規則第28号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 勤務成績が特に良好である職員 6号俸以上

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市上下水道事業管理者に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年11月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

### 秋田市規則第61号

秋田市上下水道事業管理者に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

秋田市上下水道事業管理者に対する事務委任に関する規則（平成元年秋田市規則第33号）の一部を次のように改正する。

本則第3号中「(平成16年秋田市条例第131号)」、「(水道水以外の水を使用した場合の使用料を除く。）」および「(検針事務に限る。）」を削り、同号を本則第13号とし、本則中第2号を第8号とし、同号の次に次の4号を加える。

- (9) 秋田市個別排水処理施設条例（平成16年秋田市条例第131号）第10条第1項および第2項の規定に基づく排水設備の新設等の手続に関する事務
- (10) 秋田市個別排水処理施設条例第13条第1項および第2項の規定に基づく排水設備の工事完成検査に関する事務
- (11) 秋田市個別排水処理施設条例第16条の規定に基づく個別排水処理施設の使用開始等の届出に関する事務
- (12) 秋田市個別排水処理施設条例第17条の規定に基づく使用者の変更の届出に関する事務

本則第1号中「(平成元年秋田市条例第15号)」を削り、同号を本則第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (6) 秋田市農業集落排水施設条例第20条の規定に基づく使用料の減免に関する事務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、秋田市農業集落排水施設の維持管理に関する事務

本則に第1号から第4号までとして次の4号を加える。

- (1) 秋田市農業集落排水施設条例（平成元年秋田市条例第15号）第7条第1項および第2項の規定に基づく排水設備の新設等の手続に関する事務
- (2) 秋田市農業集落排水施設条例第11条第1項および第2項の規定に基づく排水設備の工事完成検査に関する事務
- (3) 秋田市農業集落排水施設条例第12条の規定に基づく施設の使用開始等の届出に関する事務

- (4) 秋田市農業集落排水施設条例第13条の規定に基づく使用者の変更の届出に関する事務

本則に次の2号を加える。

- (4) 秋田市個別排水処理施設条例第27条の規定に基づく使用料の減免に関する事務

- (5) 第9号から前号までに掲げるもののほか、秋田市個別排水処理施設の維持管理に関する事務

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## 告 示

### 秋田市告示第265号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の10の規定により告示する。

平成18年11月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0590100079
指定地域密着型サービス事業所の名称および所在地	小規模多機能型居宅介護事業所 りんどう 秋田市仁井田本町二丁目12-14
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名および住所	有限会社 まつかさ園 能代市二ツ井町字下野家後95 代表取締役 柴 田 義 金 能代市字高埜58-4
指定の年月日	平成18年10月31日
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護

### 秋田市告示第266号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の10の規定により告示する。

平成18年11月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0590100053
指定地域密着型サービス事業所の名称および所在地	小規模多機能型居宅介護事業所 たんせえ 秋田市土崎港北一丁目13-37
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名および住所	有限会社 ライフ・ワーク 秋田県山本郡八峰町峰浜田中字立 花21 代表取締役 鈴 木 けみ子 能代市中沢字柏台71
指定の年月日	平成18年10月31日
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護

### 秋田市告示第267号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の10の規定により告示する。

平成18年11月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0590100061
指定地域密着型サービス事業所の名称および所在地	小規模多機能型居宅介護事業所 ゆりかもめ 秋田市新屋南浜町3-16
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名および住所	株式会社 サウスビーチ 秋田市新屋南浜町3-19 代表取締役 小田原 秀 行 秋田市新屋南浜町3-19
指定の年月日	平成18年10月31日
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第268号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の10の規定により告示する。

平成18年11月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0590100087
指定地域密着型サービス事業所の名称および所在地	小規模多機能型居宅介護 ひかり苑 秋田市新屋大川町11-18
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名および住所	株式会社 ウェルフェア 能代市鹹渕字家ノ下58 代表取締役 松 橋 守 能代市鹹渕字家ノ下58
指定の年月日	平成18年10月31日
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第269号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成18年11月6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
365	秋田市桜一丁目7番21号	ファミリーマート秋田桜一丁目店

秋田市告示第270号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、同法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5の規定に基づき告示する。

平成18年11月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	指 定 年月日
南 通 薬 局	秋田市南通築地1番1号	平成18年8月4日

秋田市告示第271号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、同法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5の規定により告示する。

平成18年11月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	辞 退 年月日
松浦産婦人科・心療内科医院	秋田市將軍野南一丁目14番73号	平成18年9月30日

秋田市告示第272号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療を担当させる機関の指定を次のとおり定めたので、同法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5の規定により告示する。

平成18年11月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	指 定 年月日
松 浦 医 院	秋田市將軍野南一丁目14番73号	平成18年10月2日

秋田市告示第273号

秋田市文化振興条例（昭和58年秋田市条例第4号）第6条第2項の規定に基づき表彰した平成18年度秋田市文化章受章者の氏名および事績は、次のとおりである。

平成18年11月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市文化章

黒 崎 昭 二  
昭和2年3月16日生

現住所 秋田市雄和椿川

長年にわたりシャンソンの普及振興とシャンソンをとおしてフランス文化の紹介に努めるなど本市文化の発展に貢献した。

高 橋 昌 一  
昭和5年1月14日生

現住所 秋田市新屋町

長年にわたりバレーボールの普及振興に努めるとともにスポーツをとおして地域活動や青少年の交流に尽力するなど本市文化の発展に貢献した。

市 川 静 子  
昭和18年7月30日生

現住所 秋田市中通

長年にわたり箏曲の研鑽に努めるとともに邦楽の振興と後進の指導に尽力するなど本市文化の発展に貢献した。

秋田市告示第274号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年11月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 送達する書類  
平成18年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第275号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成18年11月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 21台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 20台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成18年10月16日から同年10月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成18年11月24日から平成19年5月24日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第276号

次の市税督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達ができなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、財政部納税課に保管し、送達を受けべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年11月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成18年度市税督促状

秋田市告示第277号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権削除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年11月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

秋田市泉南三丁目6番18号	浮田扶味夫
秋田市茨島四丁目17番7号 レジデンスさき101号	堀井 庄司
秋田市川尻上野町8番11号	大友 政昭
秋田市横森三丁目4番59号	夏井 貴光
秋田市榎山石塚町22番26号	池田 透
秋田市太平山谷字中山谷247番地28	佐藤 勇一
秋田市広面字大巻4番地3	阿部 健一
秋田市広面字堤敷51番地2	成田 直己

(教示)

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません。（行政不服審査法第20条）

(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。

(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。（行政事件訴訟法第8条）

(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第278号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成18年11月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

秋田市將軍野南一丁目、三丁目、寺内大畑、寺内鶴ノ木、寺内高野、寺内児桜一丁目、二丁目、三丁目、寺内堂ノ沢三丁目、

寺内焼山、寺内大小路、寺内神屋敷、寺内後城地内  
 3 都市計画の縦覧場所  
 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第279号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成18年11月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
  - (1) 放置されていた場所および台数
 

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域	14台
イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域	4台
  - (2) 撤去し、保管した年月日  
平成18年11月1日から同年11月15日まで
  - (3) 返還を行う時間および場所
 

ア 時間 午前10時から午後7時まで
イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所
  - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成18年12月6日から平成19年6月6日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属  
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市民生活部生活課 電話866-2035  
秋田市東通仲町4番3号  
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第280号

次の介護保険料納入通知書および介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および介護保険料督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年11月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成18年度介護保険料納入通知書

平成18年度介護保険料督促状

秋田市告示第281号

次の者の住所および居所が不明なため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づきその住民票を職権削除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年11月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市浜田字陳ヶ原15番地	和佐ミヨ子

（教示）

- 1 この処分不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。  
さらに、当該異議申立てについて決定があったことを知った日から起算して60日以内に、行政不服審査法第5条の規定により、秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、その限りではありません。（行政不服審査法第20条）
  - (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても異議申立てにつき決定をしないとき。
  - (2) その他異議申立てについて決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。（行政事件訴訟法第8条）
  - (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他決裁を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第282号

平成18年12月5日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。  
平成18年11月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第283号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり取消したので、同法第69条の規定により告示する。

平成18年11月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

(1) 担当する医療の種類：薬局

指 定 年 月 日 および指定番号	医療機関の名称	医療機関の住所	開 設 者	取消しの理由
平成18年7月1日 第50号	マルナカ薬局	秋田市中通一丁目4番36号	有限会社おくだ会 代表取締役 井上 敏子	平成18年10月31日 店舗移転のため

秋田市告示第284号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次

のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。  
平成18年11月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

(1) 担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医 療 機 関 名	住 所	開 設 者 名	指定年月日
113	サン薬局	秋田市飯島飯田一丁目1番1号	有限会社リミックス 代表取締役 工 藤 和 子	平成18年 12月1日
114	山王薬局	秋田市山王二丁目1番49号	株式会社山王物産 代表取締役 佐 藤 むつ子	平成18年 12月1日
115	株式会社祥ドリームソニック薬局	秋田市御所野地蔵田四丁目10番1号	株式会社ドリームソニック薬局 代表取締役 平 井 詳 子	平成18年 12月1日
116	マルナカ薬局	秋田市中通二丁目1番36号	有限会社おくだ会 代表取締役 井 上 敏 子	平成18年 12月1日

秋田市告示第285号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年11月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

国民健康保険税督促状

秋田市告示第286号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成18年11月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
ケアセンター港北	秋田市土崎港北七丁目1番17号	平成18年 9月27日
悠悠ケアサービス	秋田市金足小泉字潟向2番地18	平成18年 10月18日

悠悠ケアプランサービス	秋田市金足小泉字潟向2番地18	平成18年 10月18日
泉谷歯科医院	秋田市土崎港中央一丁目14番13号	平成18年 10月3日
ケアサポートぬくもり山王	秋田市土崎港中央三丁目4番40号	平成18年 10月16日
山王よつば薬局	秋田市山王五丁目10番28号	平成18年 9月25日
ほほえみ介護ネットワークデイサービスセンター	秋田市雄和田草川字太田40番地1	平成18年 10月26日
デイサービスセンターのぞみ	秋田市上北手荒巻字堺切48番地	平成18年 10月16日
ケアホテルのぞみ	秋田市上北手荒巻字堺切48番地	平成18年 10月16日
高齢者介護施設ぬくもり山王	秋田市川尻町字大川反233番地59	平成18年 11月1日
山 王 薬 局	秋田市山王二丁目1番49号	平成18年 11月5日
さくら薬局御野場店	秋田市仁井田新田二丁目13番22号	平成18年 9月4日

2 変更

名 称	開設者氏名 又は名称	変更事項 (所在地)		変 更 年月日
		変更前	変更後	
バイタル ケア秋田	㈱バイタル ケア 代表取締役 社長 一 條 宏	秋田市寺内 字 三 千 刈 322番地 1	秋田市泉字 登木 221 番 地 1	平成18年 11月 3 日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
さくら薬局 御野場店	秋田市仁井田新田二丁目 13番21号	平成18年 9月 3 日

秋田市告示第287号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成18年11月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
泉谷歯科医院	秋田市土崎港中央一丁目 14番13号	平成18年 10月 3 日
山王よつば薬局	秋田市山王五丁目10番28 号	平成18年 9月25日
山 王 薬 局	秋田市山王二丁目 1 番49 号	平成18年 11月 5 日
さくら薬局 御野場店	秋田市仁井田新田二丁目 13番22号	平成18年 9月 4 日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
泉谷歯科医院	秋田市土崎港中央一丁目 14番13号	平成18年 10月 3 日
医療法人久盛会 秋田緑ヶ丘病院 ( 歯 科 )	秋田市飯島字堀川84番地	平成18年 10月31日
松浦整形外科 リハビリテーション 科 医 院	秋田市將軍野南一丁目14 番73号	平成18年 8月31日
山 王 薬 局	秋田市山王二丁目 1 番54 号	平成18年 11月 5 日
さくら薬局 御野場店	秋田市仁井田新田二丁目 13番21号	平成18年 9月 3 日
関耳鼻咽喉科医院	秋田市保戸野中町 7 番 6 号	平成18年 10月31日

## 教 委 告 示

秋田市教委告示第16号

平成18年11月29日午後 3 時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成18年11月15日

秋田市教育委員会

委員長 石 田 俊 介

## 選 管 告 示

秋市選管告示第24号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項および第30条の7第1項の規定に基づき、平成18年12月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定により告示する。

平成18年11月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 期間 平成18年12月 3 日から  
平成18年12月 7 日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目 2 番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前 8 時30分から午後 5 時まで

秋市選管告示第25号

檢察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条の規定により檢察審査員候補者の予定者の選定を行う場所および日時を次のように定めたので同条第3項の規定により告示する。

平成18年11月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 場所 秋田市山王一丁目 2 番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成18年12月 6 日 午前 9 時

## 農 委 告 示

秋田市農委告示第13号

平成18年11月20日午後 2 時秋田市正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成18年11月13日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 1 案 件 秋田市雄和相川字銅屋232番地 1 渡邊和弘の農地  
法第4条の規定による許可申請に関する件 外 9 件

## 上下水道局告示

### 秋田市上下水道局告示第84号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成18年11月17日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

#### 1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所在地
株式会社アルカディア	河村 英生	秋田市外旭川八柳三丁目8番18号

#### 2 指定日

平成18年11月17日

### 秋田市上下水道局告示第85号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成18年11月17日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

#### 1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所在地
東北松下テクニカルサービス株式会社秋田サービスセンター	富加見 隆	秋田市東通二丁目1番7号

#### 2 指定日

平成18年11月17日

## 公 告

### 秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により行う三種混合（ジフテリア、破傷風、百日せき）、麻しん風しんおよび日本脳炎の予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該業務を行うので、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき公告する。

平成18年11月2日

秋田市長 佐竹敬久

#### 別表

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
品川 友江	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1 秋田赤十字病院

### 秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の施行について認可したの

で、同法第9条第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年11月7日

秋田市長 佐竹敬久

#### 1 土地区画整理事業の名称

御所野ニュータウン北第三地区土地区画整理事業

#### 2 施行地区

秋田市上北手猿田字堤ノ沢、字中谷地の各一部、上北手古野字台、字脇ノ田の各一部

#### 3 事務所の所在地

秋田市御所野地蔵田一丁目1番4

#### 4 施行認可の年月日

平成18年11月7日

#### 5 施行者の名称

独立行政法人都市再生機構 理事長 小野 邦久  
上記代理人 秋田都市開発事務所長 白石 光治

#### 6 事業施行期間

平成18年11月7日から平成22年3月31日まで

#### 7 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

#### 8 公告の方法

独立行政法人都市再生機構秋田都市開発事務所の掲示板および秋田市役所の掲示板に掲示する

### 秋田市公告

市有地の公売について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成18年11月9日

秋田市長 佐竹敬久

#### 1 公売土地の表示

	所在地	地目	地積
(1)	秋田市飯島松根西町39番88	宅地	1,280.52 平方メートル
	秋田市飯島松根西町39番89	宅地	337.54 平方メートル
(2)	秋田市將軍野青山町1番34	宅地	56.71 平方メートル
(3)	秋田市茨島五丁目14番18	宅地	288.12 平方メートル
(4)	秋田市卸町二丁目184番1	雑種地	816.46 平方メートル
(5)	秋田市河辺三内字野崎35番23	宅地	433.49 平方メートル
(6)	秋田市河辺三内字野崎35番24	宅地	433.48 平方メートル
(7)	秋田市河辺三内字野崎35番25	宅地	452.48 平方メートル
(8)	秋田市河辺三内字野崎35番26	宅地	452.48 平方メートル

#### 2 入札参加者の資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### 3 入札の場所および日時

(1) 場所 秋田市職員研修棟第1研修室（2階）

- (2) 入札 平成18年12月5日(火) 午前10時から  
(入札申込受付は午前9時から午前9時55分まで)
- (3) 開札 入札締切後直ちに開札
- 4 入札心得書および契約条項を示す場所  
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市収入役室管財課
- 5 入札保証金
- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出の小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
- (2) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。
- 6 入札無効に関する事項
- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。
- 7 売買契約の締結  
落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約を締結し、売買代金を契約締結後直ちに市の発行する納入通知書により納付しなければならない。
- 8 公売土地の案内日時および場所
- (1) 秋田市飯島松根西町39番88 他1筆  
日 時 平成18年11月28日(火) 午前9時30分  
集合場所 現 地
- (2) 秋田市將軍野青山町1番34  
日 時 平成18年11月28日(火) 午前10時10分  
集合場所 現 地
- (3) 秋田市茨島五丁目14番18  
日 時 平成18年11月28日(火) 午前11時  
集合場所 現 地
- (4) 秋田市卸町二丁目184番1  
日 時 平成18年11月28日(火) 午前11時40分  
集合場所 現 地
- (5) 秋田市河辺三内字野崎35番23  
日 時 平成18年11月28日(火) 午後1時30分  
集合場所 現 地
- (6) 秋田市河辺三内字野崎35番24  
日 時 平成18年11月28日(火) 午後1時30分  
集合場所 現 地
- (7) 秋田市河辺三内字野崎35番25  
日 時 平成18年11月28日(火) 午後1時30分  
集合場所 現 地
- (8) 秋田市河辺三内字野崎35番26  
日 時 平成18年11月28日(火) 午後1時30分  
集合場所 現 地

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成18年9月15日付け秋田市指令第7083号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年11月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
秋田市新屋松美ガ丘南町8番11号  
渡 辺 静 夫

秋田市新屋松美ガ丘南町8番11号  
渡 辺 悟  
秋田市新屋松美ガ丘南町8番11号  
渡 辺 司

- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市新屋渋谷町59番

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、平成18年9月25日付け秋田市指令第7190号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年11月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
秋田市茨島四丁目19番34号  
株式会社 財産マネジメント  
代表取締役 納 谷 彰
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市土崎港中央四丁目31番3

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成18年3月28日付け秋田市指令第1488号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年11月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
秋田市広面字近藤堰越20番地の1  
加 藤 房 子
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市広面字近藤堰添1番1、2番1、3番1、4番3および4番4

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、平成18年10月3日付け秋田市指令第7267号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年11月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
秋田市寺内蛭根三丁目1番20号  
共和ホーム株式会社  
代表取締役 池 田 喜代秀
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市手形字十七流34番1、35番1、36番1、37番1および38番1

## 秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定に基づき、総合的設計による一団地の建築物について認定をしたので、同条第8項の規定により、次のとおり公告し、関係図書を一般の縦覧に供する。

平成18年11月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 申請者の住所および氏名  
秋田市雄和椿川字奥椿岱193-2  
公立大学法人 国際教養大学  
理事長 中 嶋 嶺 雄
- 2 一団地の区域  
秋田市雄和椿川字奥椿岱193-4、7、10
- 3 認定年月日  
平成18年11月17日
- 4 縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部建築指導課
- 5 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで

## 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成18年11月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
  - (1) 物件名  
秋田市立小学校情報教育環境整備事業にかかる機器納入設置および賃貸借
  - (2) 物品名および数量  
デスクトップ型パソコン59台、モノクロレーザプリンタ6台、カラーレーザプリンタ3台、インクジェットプリンタ6台、イメージスキャナ3台、無線アクセスポイント9台、スイッチングハブ15台、アプリケーションソフト等（インストール含む。）1式
  - (3) 納入期限 平成18年12月31日(日)
  - (4) 納入場所 秋田市の指定する場所
- 2 入札に関する事項
  - (1) 日 時 平成18年12月7日(木)午後1時30分～
  - (2) 場 所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階  
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- 3 契約に関する事項
  - (1) 契約期間 契約した日から平成24年12月31日まで
  - (2) 賃貸借期間 平成19年1月1日から平成24年12月31日まで
- 4 入札参加に必要な資格
  - (1) 秋田市に本社、支店、営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であること。
  - (2) 上記物品の納入・設置ができ、かつ、賃貸借契約をおこなえること。（上記物品の納入・設置のできる1の業者が、賃貸借契約の可能な1の業者からリース料率等についての覚書等を締結している場合を含む。）
  - (3) 租税に滞納がないこと。
  - (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (5) 秋田市指名停止措置要綱第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。
- 5 入札参加申し込みに関する事項
  - (1) 入札参加希望者は、入札説明書等配付資料（物品の仕様書含む。）を受領し、平成18年11月30日(木)までに次に掲げる書類とその添付書類（以下「申込書等」という。）を提出し、

入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 営業経歴書（様式2（省略））

ウ 納税証明書

(ア) 消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本（個人営業の方は住民票）

オ 賃貸借業者との関係を示す契約（覚書等）の写し

※入札参加希望者が賃貸借できない場合は、あらかじめ、賃貸借契約の可能な業者と契約（覚書等）を締結し、リース料率の部分に伏せた写しを添付すること。

(2) 入札説明書等配付資料受領場所 秋田市教育委員会学事課

(3) 申込書等の提出

申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。

(4) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成18年11月17日(金)から平成18年11月30日(木)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市教育委員会学事課

6 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果の通知は、平成18年12月5日(火)午後に行う。

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

(3) 問い合わせ先

秋田市教育委員会学事課学事担当

電話 018-866-2243

## 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗の店舗面積を基準面積以下に変更する旨の届出があったので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年11月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所

ア 氏 名 株式会社伊徳

代表取締役 伊 藤 碩 彦

- イ 住 所 秋田県大館市清水四丁目 4 番15号
- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地
- ア 名 称 株式会社伊徳 広面店
- イ 所 在 地 秋田県秋田市広面字鍋沼12-1 外
- (3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
1,386㎡
- (4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
0㎡
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日  
平成18年 9 月30日
- (6) 変更する理由  
小売販売事業の廃止のため
- 2 届出年月日 平成18年11月15日

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成18年度第7号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成18年11月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 閲覧場所 秋田市山王一丁目 2 番34号  
秋田市農林部農林総務課
- 2 閲覧期間 平成18年11月28日から  
平成18年12月15日まで  
ただし、土曜日、日曜日を除く。
- 3 閲覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により行うインフルエンザ予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該業務を行うので、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき公告する。

平成18年11月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

別表

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
西 宮 藤 彦	秋田市広面字蓮沼21番地 5 にしのみやこども医院

秋田市公告

土地収用法（以下「法」という。）第42条第1項および第47条の4第1項の規定により、秋田県収用委員会から裁決申請書、法第47条の3第1項に規定する書類およびそれらの添付書類の写しの送付を受けたので、法第42条第2項および第47条の4第2項の規定において準用する法第42条第2項の規定により、公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、法第43条および第47条の4第2項において準用する法第43条の規定により、土地所有者および関係人は縦覧期間中に、また、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでに、秋田県収用委員会（秋田県庁内）に意見書を提出することができる。

平成18年11月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 起業者の名称 秋田市
- 2 事業の種類 市道飯島金足線（飯島工区）道路新設工事及びこれに伴う農業用道路付替工事
- 3 裁決申請年月日 平成18年11月10日
- 4 収用（使用）しようとする土地の所在、地番および地目

所 在	地番	地目（現況）
秋田県秋田市下新城笠岡字島下り	2 番	原野（原 野）
	24番	原野（雑種地）

- 5 縦覧場所 秋田市建設部道路建設課
- 6 縦覧期間 公告の日から平成18年12月11日まで
- 7 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市公告

国土調査法により、平成17年度に地籍調査を行った地域の土地について、地図および簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図および簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

平成18年11月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 調査を行った地域  
秋田市河辺北野田高屋字神田、上盤昌、滝沢、黒沼、大谷地、大旗沢、黒沼上堤下、高屋、栗山沢、大稗田沢、鼻峰沢、上山井沢、下山井沢、中山井沢の一部、字高橋の全部
- 2 地図および簿冊の名称  
地籍図原図・地籍簿（案）
- 3 閲覧期間  
平成18年11月29日から平成18年12月18日まで
- 4 閲覧場所  
河辺市民センター 2 階 地籍調査室  
特別閲覧場所  
黒沼多目的共同利用施設 12月 3 日(日)  
午前 9 時から午後 3 時まで
- 5 閲覧時間（出張閲覧を除く）  
期間中閉庁日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時までとする。
- 6 誤り等訂正の申出  
閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して誤り等訂正申出書に記入捺印の上、訂正の申し出をすることができる。  
なお、誤り等訂正申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 地図および簿冊の作成  
地図は、平成17年11月測量、簿冊は、平成18年11月15日現在の状況により調査して作成されたものである。

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成18年11月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委 託 名	委託期間	入 札 参 加 要 件
写真資料デジタル化 業務委託	契約日から平成19年 3月16日まで	次の①から④の要件を満たすこと ①過去5年間に、国および県・市の委託を受け、データベース作成業務の実績を有すること。 ②秋田市内に本社、支店、営業所等を有する者で、かつ自社において製造できること。 ただし、銀塩プリントの作成についてはこの限りではない。 ③租税に滞納がないこと。 ④基本情報技術者もしくは文書情報管理士の資格を持つ者がいる事業所が秋田市内にあること。

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- イ 本市の指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成18年12月18日(月) 午前10時  
 入札の場所 秋田市山王一丁目2番35号  
 秋田市役所山王別館 2階 会議室  
 入札保証金 免除  
 契 約 日 平成18年12月20日(水)

- 注 意 事 項
- (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
  - (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成18年12月7日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
  - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
  - イ 営業経歴書（様式2（省略））
  - ウ 基本情報技術者もしくは文書情報管理士の資格を持つ者がいる事業所が秋田市内にあることを証明できるもの。
  - エ データベースの作成業務を国や自治体から受注した実績を証明できるもの。
  - オ 納税証明書
    - ・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）
    - ・秋田市に納めた法人市民税（個人事業主の方は個人市民税）
    - ・秋田市に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの。  
 ※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可。

- カ 住民票（法人にあっては登記簿謄本）
  - ・申込日から3ヵ月以内に発行されたもの。
- (2) 申込書等の提出  
 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付  
 申込書等は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付時間 平成18年11月29日(水)から平成18年12月7日(木)までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで。
  - イ 受付場所 秋田市企画調整部市史編さん室
  - ウ 申請用紙 秋田市企画調整部市史編さん室又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については平成18年12月11日(月)午後1時に郵送する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成18年11月29日(水)から平成18年12月7日(木)までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田市企画調整部市史編さん室  
 住所 秋田市山王一丁目2番34号  
 秋田市役所分館 1階

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
 秋田市企画調整部市史編さん室  
 電話 018-866-2249

**上下水道局公告**

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。  
 平成18年11月10日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

## 1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番号	物 件 名	納 品 場 所	納 入 期 限
第20号	行政情報ネットワークシステム用 パソコン等購入	秋田市上下水道局川尻庁舎、仁井田・豊岩浄水場 および雄和・河辺市民センター内指定場所	平成18年12月28日

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

次のすべてを満たすこと

- ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 秋田市の指名停止期間中でないこと。

## 2 入札に関する事項

入札の日時 平成18年11月28日(火) 午前10時00分

入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地  
秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1階 会議室

入札保証金 免除

契 約 日 平成18年11月30日(木)

- 注 意 事 項
- (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
  - (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 開札の結果、落札者がないときは再度の入札を1回に限り行う。
  - (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

## 3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成18年11月21日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。
- (2) 申込書の提出  
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付  
申込書は、次のとおり受け付ける。  
ア 受付期間 平成18年11月10日(金)から平成18年11月21日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで  
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係  
ウ 申込書・入札書・委任状等  
秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

## 4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成18年11月22日(水)午後12時に通知する。

## 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成18年11月10日(金)から平成18年11月27日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。

## 6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出等に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

